

Agora Report

天皇家にも相続税がかかる？

天皇家に関連する資産にも公私に区別があります。皇居や赤坂御用地、那須御用邸などの土地、宮殿や御所のような建物は、天皇家の私有ではなく、国有財産です。国が皇室に提供する為の「皇室用財産」になります。現在の皇室用財産は、土地は合わせて2466万㎡あり、東京都千代田区の約2倍あります。2002年の国会提出資料によると、4324億円の価値がある。一方、天皇家の私的財産は、内廷費(皇室の費用の一部)の余剰をためた金融資産が主で、銀行に預金、株式、債券などの有価証券で保有している。他に天皇家に代々伝わる美術品もある。

戦前は、宮内省官僚が使う鉛筆、御料林から正倉院宝物まで、すべて天皇の所有だった。敗戦後1946年3月現在、天皇家の財産は37億1563万円(財産税評価基準)だった。内訳は主なもので、土地約7.7億円 建物2.3億円 立木16億円 美術品4.5億円 現金5500万円です。現在の価値に換算すると約1680億円となります。敗戦にともない、天皇家は財産税(現行法では相続税・贈与税)33億4268万円を課税され、ほとんどは物納した。御用林は林野庁に、博物館は文部省に、学習院は財団法人(のちに学校法人)にうつった。皇居などそのまま天皇家が使い続けるものも、国有財産へと移管された。天皇家の私有財産として残ったのは、金融資産1500万円のほか、美術品、宝石と見回りの品だった。

昭和天皇の遺産は、1989年に明らかになった。逝去から半年で相続手続きが終わり、宮内庁が総額を発表した。

遺産総額約20億円から、葬儀の費用、日本赤十字社と長寿科学振興財団への寄付1億円を差し引いたうえ債務を整理し、遺産を確定。

相続税算出の基礎となる課税遺産額は18億1911万円。これを2で割った9億955万円を、香淳皇后と天皇陛下が相続をした。香淳皇后は配偶者の為相続税の課税なし。天皇陛下には最高税率(50%)による相続税の支払があった。

その後2000年6月の香淳皇后の逝去により、天皇陛下に2次相続が発生することになる。遺産総額は日本赤十字社などへの寄付金を差し引いて、陛下がお一人で相続したが、陛下の相続分(課税遺産額)が公示対象(一人当たり2億円以上)を下回ったとして、遺産額が公示されなかった。現在の天皇陛下の資産はいくらでしょうか？一次相続で支払った相続税が約4億2800万円2次相続を2億円の課税遺産額と仮定して相続税額約6300万円。9億955万円+2億から支払った相続税4億9100万円を差し引くと、6億1855万円となる。昭和天皇の遺産が20億円からかなり減少していると思われる。

話は変わって、天皇家の金融資産を預かっている金融機関はどこか？銀行口座の名義は？大手銀行の中には、現在、出身者が侍従を勤めている銀行がある。東京三菱UFJ銀行とみずほ銀行である。

参考文献：天皇家の財布 森よう平著